

2日獣発第58号

令和2年6月16日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の
一部改正について**

このことについて、令和2年5月29日付け2消安第396号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、L-メチオニンが飼料添加物として新たに指定され、また、規格・基準を定めるために省令・告示の一部が変更された旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：堂領

TEL 03-3475-1601

2 消安第396号
令和2年5月29日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙1のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙2を御参照ください。



令和2年5月29日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第3条第1項に基づき、省令^{※2}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、L-メチオニンを飼料添加物として新規指定し、規格・基準を定めるため、省令・告示の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

告示において、飼料添加物として指定しました。また、省令において、飼料添加物の規格・基準（含量や不純物等の規定）を設定しました。

L-メチオニンに関する告示及び省令の改正は、令和2年5月29日から施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

担当： 畜水産安全管理課
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL：03-3502-8111（内線：4546）

(別紙 1)

○農林水産省告示第千六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

一 (略)

二 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、D-アラニン、L-アルギニン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、塩酸L-リジン、L-カルニチン、β-カロチン、カンタキサンチン、グアニジン酢酸、クエン酸、鉄、グルコン酸カルシウム、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dl-α-トコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン、L-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、DL-トレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、L-バリン、D-パントテン酸カルシウム、L-パントテン酸カルシウム、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD₃油、ビタミンE粉末、25-ヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DL-メチオニン、L-メチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラ

一 (略)

二 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、D-アラニン、L-アルギニン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、塩酸L-リジン、L-カルニチン、β-カロチン、カンタキサンチン、グアニジン酢酸、クエン酸、鉄、グルコン酸カルシウム、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dl-α-トコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン、L-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、DL-トレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、L-バリン、D-パントテン酸カルシウム、L-パントテン酸カルシウム、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD₃油、ビタミンE粉末、25-ヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DL-メチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラ

ラビン、リボフラビン酪酸エステル、硫酸亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、硫酸銅（結晶）、硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸マンガン、硫酸ソーリジン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸二水素ナトリウム（乾燥）及びリン酸二水素ナトリウム（結晶）並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

三・四（略）

ビン酪酸エステル、硫酸亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、硫酸銅（結晶）、硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸マンガン、硫酸ソーリジン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸二水素ナトリウム（乾燥）及びリン酸二水素ナトリウム（結晶）並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

三・四（略）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

名 出 発

別表第 1 (第 1 条関係)

- 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
- (1)~(4) (略)
- (6) 飼料一般の表示の基準
- ア (略)
- イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(注)

1 飼料添加物の名称の表示については、法第 2 条第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合には、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼料添加物	名 称
(略)	(略)
D L-メチオニン	メチオニン
L-メチオニン	メチオニン
(略)	(略)

- 2・3 (略)
- ウ (略)
- 2~5 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

- 1~7 (略)
- 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準
- (1)~(84) (略)
- (85) L-メチオニン
- ア 製造用原体
- (ア) 成分規格

名 出 発

別表第 1 (第 1 条関係)

- 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
- (1)~(4) (略)
- (5) 飼料一般の表示の基準
- ア (略)
- イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(注)

1 飼料添加物の名称の表示については、法第 2 条第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合には、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼料添加物	名 称
(略)	(略)
D L-メチオニン	メチオニン
(新設)	(新設)
(略)	(略)

- 2・3 (略)
- ウ (略)
- 2~5 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

- 1~7 (略)
- 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準
- (1)~(84) (略)
- (新設)

含量 本品は、105℃で4時間乾燥した後、定量するとき、L-メチオニン ($C_5H_{11}NO_2S$) 98.5%以上を含む。

物理的・化学的性質

- ① 本品は、白色～淡黄色の結晶又は結晶性の粉末である。
- ② 本品は、水にやや溶けやすく、エタノール又はエーテルにほとんど溶けない。
- ③ 本品は、希塩酸又は1 mol/L水酸化ナトリウム試液に溶ける。
- ④ 本品の水溶液 (1→100) のpHは、5.2～6.1である。

確認試験 DL-メチオニン製造用原体の確認試験を準用する。

純度試験

① 比旋光度 本品を105℃で4時間乾燥し、その約1gを0.01gの桁まで量り、その数値を記録し、6 mol/L塩酸試液に溶かし、50mLとし、必要ならばろ過し、この溶液の旋光度を測定するとき、 $[\alpha]_D^{25} = +21.1 \sim +25.1^\circ$ でなければならぬ。

② 溶状 DL-メチオニン製造用原体の純度試験①を準用する。

③ 塩化物 DL-メチオニン製造用原体の純度試験②を準用する。

④ 硫酸塩 DL-メチオニン製造用原体の純度試験③を準用する。

⑤ 鉛 本品0.5g (0.45～0.54g) を量り、鉛試験法 (原子吸光度法第1法) により鉛の試験を行うとき、その量は、20 μ g/g以下でなければならない。

⑥ ヒ素 DL-メチオニン製造用原体の純度試験⑤を準用する。

乾燥減量 0.5%以下 (1g, 105℃, 4時間)

強熱残分 0.5%以下 (1g)

定量法 本品を105℃で4時間乾燥し、その約0.3gを0.001gの桁まで量り、その数値を記録し、共栓フラスコに入れ、水100mL、リン酸-水素カリウム5g (4.5～5.4g)、リン酸二水素カリウム2g (1.5～2.4g) 及びヨウ化カリウム2g (1.5～2.4g) を加え、振り混ぜて溶かす。これに0.05mol/Lヨウ素溶液50mLを全量ピペットを用いて加え、密栓し、よく振り混

ぜ、30分間放置した後、過量のヨウ素を0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬 デンブリン試液 1 mL）。同様の方法で空試験を行う。

0.05mol/Lヨウ素溶液1mL=7.461mgC₆H₁₁NO₂S

(1) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

イ 製剤

(ア) 成分規格

L-メチオニン製造用原体の成分規格を準用する。

(イ) 保存の方法の基準

L-メチオニン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(86)～(159) (略)

(85)～(158) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千六十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

飼料の公定規格の一部改正について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、農林水産大臣は、飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため必要があると認めるときは、飼料の種類ごとに栄養成分量の最小量又は最大量その他栄養成分に関し必要な事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定めるものとされており、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）においてこれを定めている。また、製造業者等は、公定規格を定めるべきことを農林水産大臣に申し出ることができ（同条第2項）、農林水産大臣は、その申し出を受けた場合は、公定規格の設定又は改正について農業資材審議会に意見を聴くこととされている（同条第6項において準用する第3条第2項）。

現行の公定規格においては、飼料の公定規格の備考の3の別表第3において、配合飼料の原料の種類ごとに、可消化養分総量、代謝エネルギーの値等*を定めているところである。

※可消化養分総量（TDN）：牛又は豚用飼料に含まれる栄養分の合計量のうち、牛又は豚の体内に吸収される栄養分の量が、当該合計量に占める割合

代謝エネルギー（ME）：鶏用飼料に含まれる熱量のうち、鶏の体内に吸収される熱量

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、飼料の公定規格の一部を改正することとする。

- ・飼料の公定規格備考の3の別表第3において、別紙のとおり新たな配合飼料の原料（L-メチオニン、脂肪酸カルシウム等）を追加し、可消化養分総量、代謝エネルギーの値等を規定する。

3 施行期日

公布の日

(別紙2)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について（概要）

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、告示及び省令の一部を改正することとする。

- ・ L-メチオニンについて、新規飼料添加物として告示に指定するとともに、省令別表第2の8に成分規格等を設定する。また、省令別表第1の1の(5)にL-メチオニンをメチオニンと表示できる旨規定する。

3 施行期日 公布の日